

# 特定非営利活動法人チャレンジ・クラブ定款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人チャレンジ・クラブという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪府堺市に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、発達障害及びその周辺児(者)とその家族、関係者等に対して療育のための支援、生活支援、就労支援、情報提供や発達障害についての理解の普及・啓発等の事業活動を通じて、地域社会との連携を図ることにより、発達障害及びその周辺児(者)のよりよい成長と参加でき得る地域社会の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 情報化社会の発展を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

## 特定非営利活動に係る事業

- (1) 発達障害及びその周辺児(者)に対する生活支援及び就労支援に関する事業
- (2) 発達障害及びその周辺児(者)と家族に対する支援事業
- (3) 発達障害及びその周辺児(者)の関係者に対する支援事業
- (4) 発達障害及びその周辺児(者)の関係者等に対する講演会やワークショップ、理解推進のためのセミナー及び講師派遣事業
- (5) 福祉の物品販売事業
- (6) 児童福祉法に基づく子育て支援事業
- (7) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (8) 児童福祉法に基づく相談支援事業
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (12) 移送サービス事業
- (13) 上記各号に附帯及び関連する事業

## 第 2 章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、法という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 利用会員 この法人が提供するサービスの利用を目的として入会した個人

#### (入会)

第7条 この法人に会員として入会を希望する者は、理事長の承認を得なければならない。

- 2 理事長は、正当な理由がない限り前項の入会申込者の本法人への入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の入会申込者の本法人への入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会費を納入することが困難な正当なる事由がある時は、理事会の承認を得て、その延納・減額又は免除することができる。かかる事項の詳細は、細則で定める。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。

#### (退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て、除名をすることができる。

但し、この場合、議決の前に、その会員に対して弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は総会の議決に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

### 第 3 章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上 10人以内

(2) 監事 1人以上 2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号いずれかに該当する者は、本法人の役員になることはできない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、その任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうちその定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 名誉会長、顧問、参与

(名誉会長、顧問、参与)

第20条 この法人に名誉会長並びに顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事長が推薦し、理事会の議決を経て決定する。
- 3 名誉会長は、この法人の発展に関し、必要な助言を与えることができる。
- 4 顧問及び参与は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 5 顧問及び参与は、理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第5章 会 議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会と理事会とする。

- 2 総会は、この法人の正会員をもって構成する。
- 3 理事会は、この法人の理事をもって構成する。

(会議に付議すべき事項)

第22条 総会は、以下の事項について付議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算

- (5) 役員を選任又は解任、報酬及び職務
  - (6) その他運営に関する重要事項
- 2 理事会にはこの定款に規定する事項のほか、次の事項を付議する。
- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事項
  - (2) 事業計画及び活動予算並びにその変更
  - (3) 入会金及び会費の額
  - (4) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
  - (5) 事務局の組織
  - (6) 総会に付議すべき事項
  - (7) その他、総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(総会の開催)

第23条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって、招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第5項第4号の規定により招集したとき。

(総会の定足数)

第24条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(理事会の開催)

第25条 理事会は理事長若しくは監事が必要と認めたとき、または理事の3分の1以上が必要と認めるときに、これを開くものとする。

(招 集)

第26条 会議は、法18条第4項の規定により監事が招集する臨時総会を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 会議の招集は、会議を構成する正会員又は理事に対して、日時、場所、会議の目的及び審議事項を記載した書面又はファクシミリ若しくは電子メールをもって、少なくとも会日の 5 日前までには通知しなければならない。

(議 長)

第 27 条 理事会及び総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議 決)

第 28 条 会議の議事は、この定款で定めるもののほか、出席構成員の過半数でこれを決する。  
可否同数の場合は議長が決定する。

(表 決 権 等)

第 29 条 各会議構成員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため、会議に出席できない各会議構成員は、あらかじめ書面をもって表決することができる。また、総会においては、他の正会員を代理人として表決することもできる。
- 3 前項の場合において、各会議の構成員はこれを出席とみなす。
- 4 会議の議決については、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(議 事 録)

第 30 条 会議の議事について、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数と出席者数
- (3) 理事会においては出席者氏名



- (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した構成員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに記名・押印しなければならない。

## 第 6 章 組 織 運 営

(事務局)

第 3 1 条 本法人の事務を処理する為、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び若干の職員をおくことができる。
- 3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 7 章 資 産、会 計 及 び 事 業 計 画

(構成)

第 3 2 条 この法人の資産は、次の各号にあげるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 3 3 条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第34条 この法人の経費等は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第35条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第36条 この法人の事業計画及びこれにともなう活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同じとする。

(暫定予算)

第37条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第38条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後すみやかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第43条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第44条 解散後の残余財産は、法第11条第3項に定めるもののうちから、総会で議決をした者に譲渡するものとする。

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、官報により行う。

## 第 10 章 雑 則

(細則)

第47条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
  - (1) 理事長 氏名 宮原 由美
  - (2) 副理事長 氏名 生谷 直美
  - (3) 理事 氏名 山本 和美
  - (4) 監事 氏名 奥村 仁美
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成29年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、成立の日から平成28年3月

31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員：入会金 10,000円 会費 1,200円／年間
- (2) 賛助会員（個人）：入会金 0円 会費 1,000円／年間（一口）
- (3) 賛助会員（団体）：入会金 0円 会費10,000円／年間（一口）
- (4) 利用会員（正会員）：入会金 0円 会費 3,600円／年間
- (5) 利用会員（準会員）：入会金 0円 会費 1,200円／年間